

監 第 2 5 号
平成 20 年 6 月 17 日

請求人 様

京都市監査委員 高 橋 泰一朗
同 井 上 教 子
同 不 室 嘉 和
同 出 口 康 雄

京都市職員措置請求について（通知）

平成 20 年 6 月 3 日付けで提出された地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく京都市職員措置請求（以下「本件請求」という。）について、下記の理由により却下します。

記

1 本件請求に係る請求書及び事実証明書によると、本件請求は、京都市（以下「市」という。）が平成 7 年度から同 13 年度までの間に支出した A に係る保育所運営費（児童福祉法第 51 条第 4 号。以下「運営費」という。）のうち 8,395,250 円が不正な申請により市から違法又は不当に支出されているとし、それにより市が当該額の運営費の返還請求権（以下「本件返還請求権」という。）を取得しているとし、その不行使をもって、財産の管理を怠る事実とするものである。

2

(1) 財務会計上の怠る事実に係る住民監査請求のうち、財務会計行為が違法、無効であることにより発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実とする住民監査請求については、当該財務会計行為があった日又は終わった日を基準として法第 242 条第 2 項が適用される（最高裁昭和 62 年 2 月 20 日判決）。

本件返還請求権は、平成 7 年度、同 9 年度、同 11 年度及び同 12 年度の運営費の支出という財務会計行為が違法であることによって発生する実体法上の請求権に当たるから、その不行使をもって財産の管理を怠る事実とする本件請求については、財務会計行為である上記各年度における運営費の支出負担行為があった日を基準として、法第 242 条第 2 項が適用される

こととなる。

- (2) そして、上記の各支出の年度から少なくとも7年以上が経過した平成20年6月3日に提出された本件請求については、財務会計行為があった日から1年を経過した後に提出されていることが明らかである。
- (3) そこで、上記の監査請求期間の徒過について、法第242条第2項ただし書に規定する正当な理由の有無が問題となる。

請求人は、この点について、平成20年3月4日付け及び同月5日付け新聞報道をきっかけとして、Aの元所長であるB氏と面会して事実関係を知った旨主張しており、同年6月4日及び同月5日に請求人Cから聴取したところによれば、上記面会の日は4月3日であり、請求人Dについても同時期である旨が説明されている。

- (4) ところで、法第242条第2項ただし書に規定する正当な理由の有無については、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的に見て監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合は、特段の事情のない限り、当該住民が相当の注意力をもって調査をすれば客観的に見て上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとされ（最高裁平成14年9月12日判決）、当該普通地方公共団体の一般住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的に見て上記の程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなくても、監査請求をした者が上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される場合には、そのように解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとされている（最高裁平成14年10月15日判決）。

また、「相当な期間」は、基本的には適法な監査請求といえる程度の資料を収集するためにどの程度の期間を要するかという観点から、個々の事案ごとに具体的に判断すべきである（名古屋地裁平成11年4月7日判決）。

- (5) 以上を踏まえて本件について見ると、本件請求については、次のような事情が見られる。

ア 請求人は、平成20年3月4日付け新聞報道後の同年4月3日ころに、元A所長のB氏と会い、同氏が作成した陳述書を見ながら話を聞いて、本件請求の対象に係る事実関係を知ったとしている。

イ 請求人が本件請求の対象に係る事実関係を知った後の同年4月17日には、B氏を含む市民から、本件請求と同一の事項を含む事項を対象とする住民監査請求（以下「先行請求」という。）が提出されている。

ウ 本件請求に係る請求書の体裁は、先行請求に係る請求書の体裁とほぼ

同一である。また、請求書の記載内容は、先行請求の請求書における同じ事項についての記載等と完全に同一ではないが、酷似している。

エ 本件請求に係る請求書に添付された事実証明書は、いずれも、体裁の一部を除き先行請求で提出されたものとほぼ同一の記載内容である。

(6)

ア 上記(5)アの事実によれば、本件請求では、請求人がB氏と面会した平成20年4月3日に、監査請求をするに足りる程度に本件請求の対象事実の存在及び内容を知ったものと認められる。

イ そして、上記(5)の各事実によれば、請求人が面会したB氏を含む市民が既に平成20年4月17日には本件請求とほぼ同内容の先行請求を行っており、本件請求は、先行請求と同一の事項について、おおむね同一の体裁及び内容の書類を用いて監査請求をするものであるから、請求人は、遅くとも同日には、直ちに本件請求を行うことが可能な程度に本件請求の対象事実の存在及び内容を知り、かつ、関連資料の準備が可能であったものと見るのが相当である。

ウ そうすると、請求人が本件請求の対象事実の存在及び内容を知った日から61日後、また、関連資料の準備が可能であったと考えられる先行請求の日から見ても47日後に提出された本件請求は、相当な期間内に行われたものと見ることはできない。

したがって、本件請求については、対象とされている財務会計行為があった日から1年を経過した後に提出されたことについて、法第242条第2項ただし書に規定する正当な理由があるとは認められない。

(7) 以上から、本件請求は、法第242条第2項の規定に適合しているとは認められない。